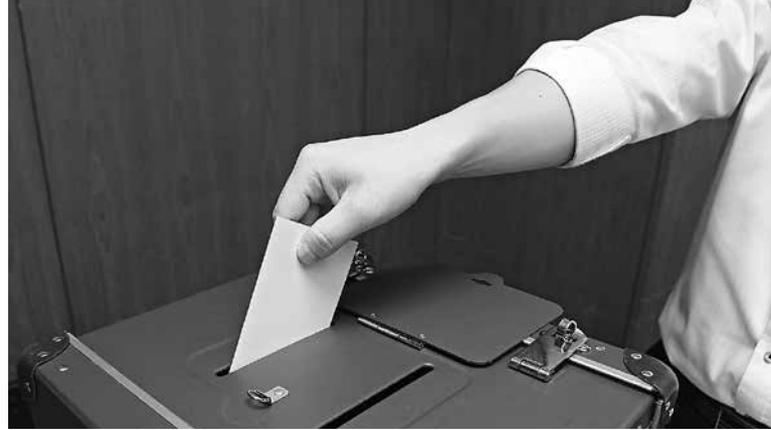


忘れずに投票しよう！ 新居浜市長選挙

選挙管理委員会事務局 ☎ 65-1311 ㊚ 65-1641

投票日 **11月15日**㊤

投票時間 **7:00～20:00** (大島・別子山地区は 7:00～18:00)



投票所へお越しの人へ

新型コロナウイルス感染症対策のため、投票所では飛沫防止シートを設置するほか、次の対策を予定しています。

- ①投票管理者、投票立会人、事務従事者はマスクを着用し、咳エチケットを徹底します。
- ②各投票所および期日前投票所に、手指消毒のためのアルコール消毒薬を配置します。
- ③投票所および期日前投票所の定期的な換気に努めます。
- ④使用する鉛筆は、消毒済のものをお渡しします。また、黒色の鉛筆やシャーペンなどを持参しても構いません。

期日前投票、当日投票ともに10時ごろが混雑のピークと予想されます。投票所内の混雑緩和のため、比較的空いている14時以降の投票所利用にご協力ください。また、併せて投票所内では、マスクの着用をお願いします。

期日前投票のご案内

- ①市役所1階ロビー
11月9日(月)～14日(土) 8:30～20:00
- ②別子山支所
11月9日(月)～13日(金) 8:30～18:00、
14日(土) 8:30～17:00
- ③新居浜工業高等専門学校 図書館棟1階談話室
11月11日(水)・12日(木) 15:00～18:00

代理投票・点字投票

身体の障がい、けがなどで字が書けない人は、投票所で職員に申し出れば、職員が本人の意思を確認のうえ、本人の代理で投票用紙に記載する代理投票ができます(家族の人などが代理で投票することはできません)。

目の不自由な人は、点字で投票することができます。点字器および点字で作成した候補者の一覧を各投票所および期日前投票所に備えていますので、投票所で職員に申し出てください。

移動支援(投票所までの移動に係るタクシー代助成)制度について

重度心身障がい者を対象に、投票日当日自宅から投票所までのタクシー代を助成します。

※一部施設に入所中の人は、当該施設のサービスを利用できるため、本事業の対象外です。

○対象者

身体障害者手帳1級または2級・療育手帳A級・精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかの所持者および介助者、介護者またはその家族

○申請方法

11月11日(水)までに申請書を選挙管理委員会事

務局に提出してください(申請書は選挙管理委員会事務局でお渡しするほか、選挙管理委員会事務局HPからダウンロードできます)。

○利用方法

申請後、選挙管理委員会より投票日当日のみ利用可能な「乗車券」を交付しますので、タクシーを予約する際に本事業を利用することを申し出てください。また、タクシーに乗車する際には、乗車券と手帳を必ず提示してください。